

## 千葉県計画相談支援推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6号に規定する障害児相談支援事業を行う事業者に対して、その事業の推進を図るため、運営に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援専門員 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (2) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (3) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項第1号に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (4) 基幹相談支援センター 障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターをいう。
- (5) 減算事業所 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)別表に規定するサービス利用支援費Ⅱ又は継続サービス利用支援費Ⅱ、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)別表に規定する障害児支援利用援助費Ⅱ又は継続障害児支援利用援助費Ⅱのいずれ

かを補助事業開始時点前6月において2月以上請求している事業所をいう。

(6) 常勤 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）

第二2（3）に規定する常勤をいう。

(7) 常勤換算方法 指定基準解釈通知第二2（1）に規定する常勤換算方法をいう。

(8) 専従 指定基準解釈通知第二2（4）に規定する専従をいう。

(9) 新規配置 市内の相談支援事業所に新たに配置されたことをいい、市内の別の相談支援事業所にて相談支援業務を行っていた場合は新規配置とはしない。

ただし、配置の前1年間以上相談支援業務を行っていなかった場合や、市内の相談支援事業所に相談支援専門員として新たに配置された後6か月以内に現在の事業所に移籍した場合は、新規配置とみなす。

（補助の対象要件）

第3条 この補助金の対象者は、次の各号に定める要件を満たす相談支援事業所とする。

(1) 市内に所在地を置く事業所であること。

(2) 相談支援専門員（過去5年間において補助対象となっていた者を除く。以下、(3)

(4) (5)において同じ。)を新規配置した日又は、常勤兼務・非常勤の相談支援専門員が常勤専従となった（以下、常勤専従化という。）日を補助事業着手日として、補助事業着手日から1年以内に補助事業を完了していること。

(3) 常勤専従の相談支援専門員の新規配置を行う場合、対象となる相談支援専門員が1人当たり40件以上新たに担当するとともに、相談支援事業所として補助事業完了日における常勤換算方法による相談支援専門員数が、補助事業着手日の前日のそれと比較して、対象となる相談支援専門員1人当たり1以上増加していること。

(4) 常勤兼務・非常勤（専従・兼務）の相談支援専門員の新規配置又は常勤専従化を行う場合、対象となる相談支援専門員が1人当たり20件以上新たに担当するとともに、補助事業完了日における常勤換算方法による相談支援専門員数が、補助事業着手日の前日のそれと比較して、対象となる相談支援専門員1人当たり0.5以上増加していること。

(5) 対象となる相談支援専門員が地域自立支援協議会の地域部会や意見交換会等へ少なくとも1回以上参加し、相談支援の質の向上に努めていること。

(6) 事業所として、対象となる相談支援専門員の人材定着に努めていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、所属する相談支援専門員等の人件費のほか、相談支援事業所の事業運営に必要な経費とする。

(補助額等)

第5条 補助金額は、別表より算出される補助額又は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、千葉市計画相談支援推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に補助事業の実施状況が分かる書類を添付して、補助事業完了日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に千葉市計画相談支援推進事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは千葉市計画相談支援推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 規則第16条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、千葉市計画相談支援推進事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消通知)

第9条 規則第17条第3項において準用する第5条の規定による通知は、千葉市計画相談支援推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(返還命令)

第10条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市計画相談支援推進事業補助金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

（関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類及び証拠書類を、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、千葉市計画相談支援推進事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	新規担当件数の要件※	基準額※
1 常勤専従の相談支援専門員の新規配置	40件以上	90万円
2 常勤兼務・非常勤（専従・兼務）の相談支援専門員の新規配置	20件以上	30万円
3 常勤兼務・非常勤（専従・兼務）の相談支援専門員の常勤専従化	20件以上	45万円
4 ケース移管受入加算（対象となる相談支援専門員が基幹相談支援センター（受託予定の法人事業所を含む）、減算事業所からのケース移管を新たに右の件数受入れ担当した場合に、そのケース移管の総件数について加算）	区分1の場合、 10件以上	加算額
		区分2又は3 の場合、 5件以上

※ 「新規担当件数の要件」及び「基準額」は、対象となる相談支援専門員1人当たりの件数及び金額を示している。

※ 「新規担当件数の要件」は、対象となる相談支援専門員が新たに担当した件数を計上するが、補助事業開始前から継続して担当している件数は含めない。